東郷町準用河川占用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

○東郷町準用河川占用料条例

○東郷町準用河川占用料条例

平成12年3月23日条例第4号

平成12年3月23日条例第4号

(流水占用料等の徴収)

|第3条 法第23条から第25条までの許可を受けた者(以下「占用等の許可を||第3条 法第23条から第25条までの許可を受けた者(以下「占用等の許可を| 用料又は河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収する。 用料又は河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収する。

改正後

2以下 (略)

別表(第3条関係)

1	占用等の種類	<u>単位</u>	<u>占用料</u> (単位 円)
流水の占用	鉱業用の用に供する場	毎秒1立方メー	3, 566, 000
	<u>合</u>	トル1年につき	
	その他の場合	毎秒1立方メー	<u>118, 000</u>
		トル1年につき	
柱類及び塔	第1種電柱	1本1年につき	<u>1, 100</u>
類を設置し	第2種電柱	1本1年につき	1,600
て占用する	第3種電柱	1本1年につき	2, 200
<u>場合</u>	第1種電話柱	1本1年につき	940
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1,500</u>
	第3種電話柱	1本1年につき	2, 100
	その他の柱類	1本1年につき	94
	塔類	占用面積1平方	<u>185</u>
		メートル1年に	
		つき	
水管、下水道	外径が0.07メートル未	長さ1メートル	40

(流水占用料等の徴収)

受けた者」という。)からは、年度ごとに、別表の定めるところにより算し受けた者」という。)からは、年度ごとに、別表の定めるところにより算し 出した額(その額が100円に満たないときは100円)の流水占用料、土地占 出した額(その額が100円に満たないときは100円)の流水占用料、土地占

改正前

2以下 (略)

別表 (第3条関係)

<u>1</u>	占用等の種類	単位	<u>占用料</u> <u>(単位 円)</u>
流水の占用	鉱業用の用に供する場	毎秒1立方メー	<u>3, 566, 000</u>
	<u>合</u> その他の場合	トル1年につき 毎秒1立方メー	118,000
		トル1年につき	
柱類及び塔	第1種電柱	1本1年につき	<u>930</u>
類を設置し	第2種電柱	1本1年につき	<u>1, 400</u>
て占用する	第3種電柱	1本1年につき	<u>1, 900</u>
場合	第1種電話柱	1本1年につき	<u>830</u>
	第2種電話柱	1本1年につき	<u>1, 300</u>
	第3種電話柱	1本1年につき	<u>1,800</u>
	その他の柱類	1本1年につき	83
	<u> </u>	占用面積1平方	<u>175</u>
		メートル1年に	
		<u>つき</u>	
水管、下水道	外径が0.07メートル未	長さ1メートル	<u>35</u>

管、ガス管そ	満のもの	1年につき	
の他これら	外径が0.07メートル以	長さ1メートル	57
に類する施	上0.1メートル未満のも	1年につき	
設の設置	<u>の</u>		
	外径が0.1メートル以上	長さ1メートル	<u>85</u>
	0.15メートル未満のも	1年につき	
	<u>0</u>		
	外径が0.15メートル以	長さ1メートル	110
	上0.2メートル未満のも	1年につき	
	<u>の</u>		
	外径が0.2メートル以上	長さ1メートル	<u>170</u>
	0.3メートル未満のもの	1年につき	
	外径が0.3メートル以上	長さ1メートル	230
	0.4メートル未満のもの	1年につき	
	外径が0.4メートル以上	長さ1メートル	400
	0.7メートル未満のもの	1年につき	
	外径が0.7メートル以上		<u>570</u>
	1メートル未満のもの	1年につき	
	外径が1メートル以上		<u>1, 100</u>
	のもの	1年につき	
その他の土		占用面積1平方	<u>85</u>
地の占用		メートル1年に	
		<u>つき</u>	
河川産出物		1立方メートル	200
採取料		につき	
土土			

備考 (略)

管、ガス管そ	満のもの	1年につき	
の他これら	外径が0.07メートル以	長さ1メートル	50
に類する施	上0.1メートル未満のも	1年につき	
設の設置	<u>0)</u>		
	外径が0.1メートル以上	長さ1メートル	<u>74</u>
	0.15メートル未満のも	1年につき	
	<u>0</u>		
	外径が0.15メートル以	長さ1メートル	99
	上0.2メートル未満のも	1年につき	
	<u></u>		
	外径が0.2メートル以上	長さ1メートル	<u>150</u>
	0.3メートル未満のもの	1年につき	
	外径が0.3メートル以上	長さ1メートル	200
	0.4メートル未満のもの	1年につき	
	外径が0.4メートル以上	長さ1メートル	<u>350</u>
	0.7メートル未満のもの	<u>1年につき</u>	
	外径が0.7メートル以上	長さ1メートル	500
	1メートル未満のもの	1年につき	
	外径が1メートル以上	長さ1メートル	990
	のもの	1年につき	
その他の土		占用面積1平方	<u>85</u>
地の占用		メートル1年に	
		<u>つき</u>	
河川産出物	土砂	1立方メートル	<u>200</u>
採取料		につき	

備考 (略)